

県民コメント  
（閲覧用・配布用資料）

【意見募集期間】

平成28年10月18日（火）～平成28年11月18日（金）

※ 詳細は、添付の「県民コメント（意見募集）の実施について」を御覧ください。

## 埼玉県地域強靱化計画（素案）

平成28年10月  
彩の国  埼玉県



埼玉県のマスコット  
「コバトン」 & 「さいたまっち」

## 目 次

第1章	はじめに .....	1
1-1	策定の趣旨 .....	1
1-2	策定の経緯 .....	1
1-3	位置付け .....	1
第2章	強靱化の基本的考え方.....	2
2-1	我が国の強靱化政策の状況.....	2
2-2	本県の強靱化の必要性と国土強靱化における本県の担う役割 .....	2
2-3	本県の地域特性 .....	3
2-4	本県の強靱化の方向性 .....	17
第3章	想定する大規模自然災害の整理 .....	18
3-1	想定する大規模自然災害の範囲.....	18
3-2	想定する大規模自然災害の規模.....	18
第4章	脆弱性評価の結果.....	19
4-1	脆弱性評価の方法.....	19
4-2	想定する大規模自然災害による被害の伝播の整理.....	19
4-3	「起きてはならない最悪の事態」の設定 .....	19
4-4	「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価 .....	21
第5章	強靱化に向けた行動（事前に備える目標別） .....	22
5-1	事前に備える目標別の強靱化に向けた行動.....	22
第6章	施策分野別の強靱化に向けた方針 .....	32
6-1	施策分野の設定 .....	32
6-2	施策分野と起きてはならない最悪の事態の関係 .....	32
6-3	施策分野ごとの取組の方向性 .....	34
第7章	地域強靱化の推進に向けて .....	45
7-1	地域強靱化に向けた推進体制の確保 .....	45
7-2	重点的に推進する取組の設定 .....	46
7-3	地域強靱化の取組の進捗状況の把握 .....	46
7-4	計画の見直し.....	46

## 第1章 はじめに

### 1-1 策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。平成26年6月に国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が定められた。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定められている。都道府県及び市町村においても、国土強靱化の観点から、他の計画の指針となる国土強靱化地域計画を策定できることとされた。

本県では、この規定に基づき、大規模自然災害が発生しても県民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、県民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減し、迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持った県民の安全・安心を守るための備えの指針として、埼玉県地域強靱化計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

### 1-2 策定の経緯

本計画の策定に当たっては、専門家（大学教授等）、ライフライン事業者、情報通信事業者、市長会選出の市、町村会選出の町から構成する「埼玉県地域強靱化計画策定専門委員会」を設置し、それぞれの立場からの意見・助言を受けた。

また、強靱化に関する施策に総合的かつ計画的に取り組むため、庁内に危機管理防災部長を議長とする部局横断の「埼玉県地域強靱化推進会議」を設置して検討を進めた。

### 1-3 位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本県における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものであり、県の個別計画等の地域強靱化に係る指針となるものである。

また、基本法第14条により「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、本計画は国の基本計画と調和を保ち、本県の総合的な行政計画である埼玉県5か年計画と整合を図りながら策定した。

## 第2章 強靱化の基本的考え方

### 2-1 我が国の強靱化政策の状況

平成25年12月に公布・施行された基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

平成26年6月に策定された国の基本計画では、以下に示す事項が国土強靱化の理念として掲げられている。

- ・大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった『事後対策』の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要
- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等の備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行うことが必要
- ・この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得することが必要

また、基本計画では、以下の4項目を基本目標とし、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進することとしている。

- 基本目標Ⅰ 人命の保護が最大限図られること
- Ⅱ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- Ⅲ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- Ⅳ 迅速な復旧復興

### 2-2 本県の強靱化の必要性と国土強靱化における本県の担う役割

#### (1) 本県の強靱化の必要性

大規模自然災害等が発生した場合も、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守り、迅速な復旧・復興を果たすため、社会状況や地域特性を踏まえた大規模自然災害への脆弱性を平常時の備えにより克服(強靱化)することが必要である。

#### (2) 国土強靱化における本県の担う役割

本県は関東の中央に位置し、道路ネットワークが充実している。この充実した道路網は、災害時の救援物資の収集・搬送や自衛隊など活動のための中継点として最適であり、広域的な支援の「つなぎ役」の役目を果たすことができる。

また、本県のさいたま新都心には、国の省庁の機関が集積しており、都心部に甚大な被害があった場合には、国の中枢機能の業務を継続させるための代替機能を発揮することができる。

広域的支援の「つなぎ役」、国の中枢機能の代替機能を発揮できる本県を強靱化することは、我が国の国土強靱化に大きく寄与するものである。

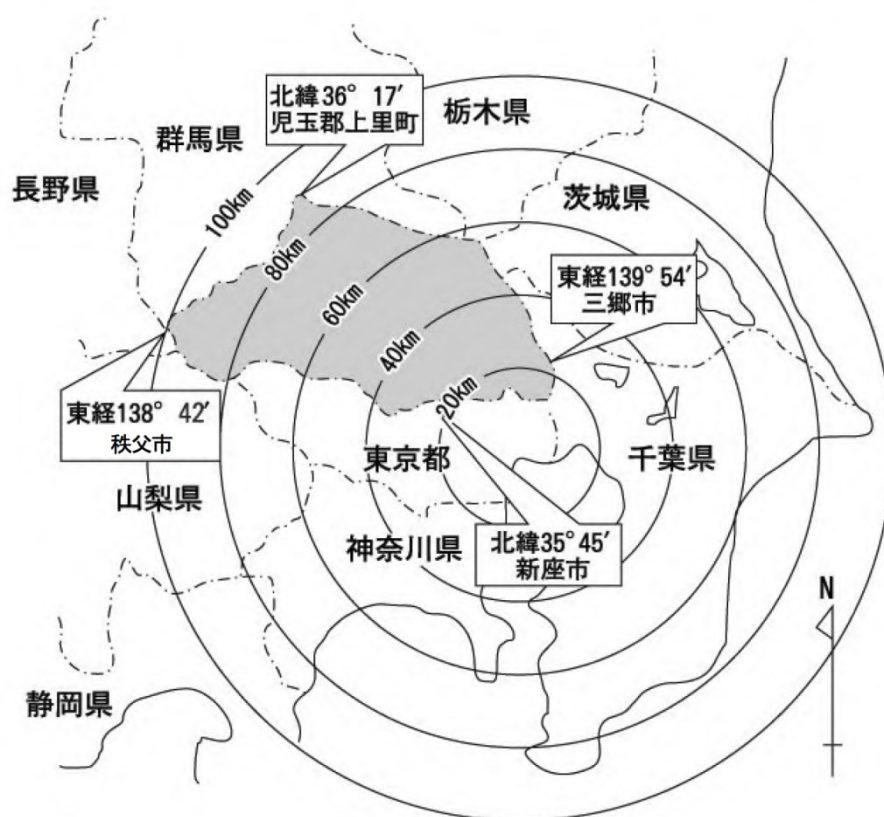
## 2-3 本県の地域特性

### (1) 位置・面積

本県は関東平野の中央に位置する内陸県で、その周囲は東京都、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、山梨県の1都6県に囲まれている。

山梨県と長野県の両県とは「山地部」を、それ以外の都県とは「主に河川」をもって県境となっている。また、県全域が都心から約100kmの圏域に含まれている。

県土の広さは、東西方向が三郷市から秩父市に至る約103km、南北方向が新座市から上里町に至る約52kmとなっている。県土面積は約3,800km<sup>2</sup>で国土の約1%にあたり、全47都道府県中39番目の広さとなっている。



県庁所在地 (平成14.6.3測量)	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 東経139° 39′ 北緯35° 51′ 標高15m32
管内東西南北端点 (平成27.4.1現在)	東 三郷市 東経139° 54′ 西 秩父市 東経138° 42′ 南 新座市 北緯35° 45′ 北 児玉郡上里町 北緯36° 17′
面積 (平成22.10.1現在)	3,798.13km <sup>2</sup>

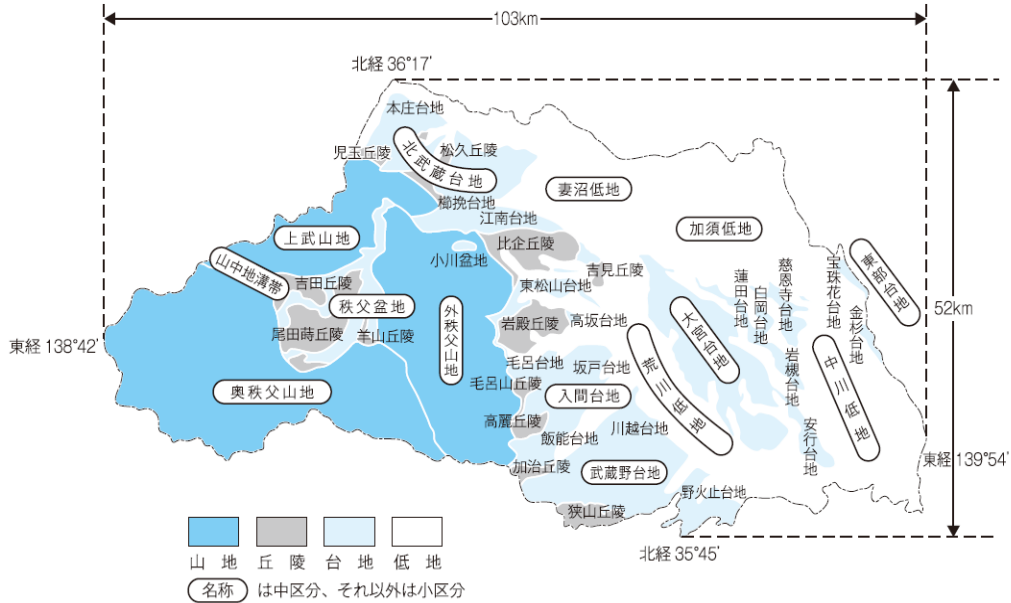
資料：(一社)埼玉県測量設計業協会HP、国土地理院HP、「国勢調査」総務省統計局HP

図 2.1 埼玉県の概況

## (2) 地形・河川

本県の地形は、県土面積の3分の1を占める県西部の山岳地帯と、残りの3分の2を占める県中央から東部・南部にかけて広がる平野部とに大別される。

2,000m級の山々が秩父地方など西部に連なり、東部に移るにつれて丘陵、台地、低地と次第に低くなっている。



資料：埼玉県の地形区分と名称図(1975村本達郎氏による)

図 2.2 埼玉県の地形

県内の河川は、県土面積に占める河川面積の割合は3.9%であり、全都道府県で一番となっている（本県の一級河川延長は1,645kmである）。

河川を水系別にみると、利根川水系及び荒川水系の2水系に区分される。

利根川水系は群馬県を源流とし、県北端の群馬県境を流れ、渡良瀬川と合流してから茨城県、千葉県の間を流れている。

一方、荒川は秩父山地を源流とし、県のほぼ中央部を流れている。

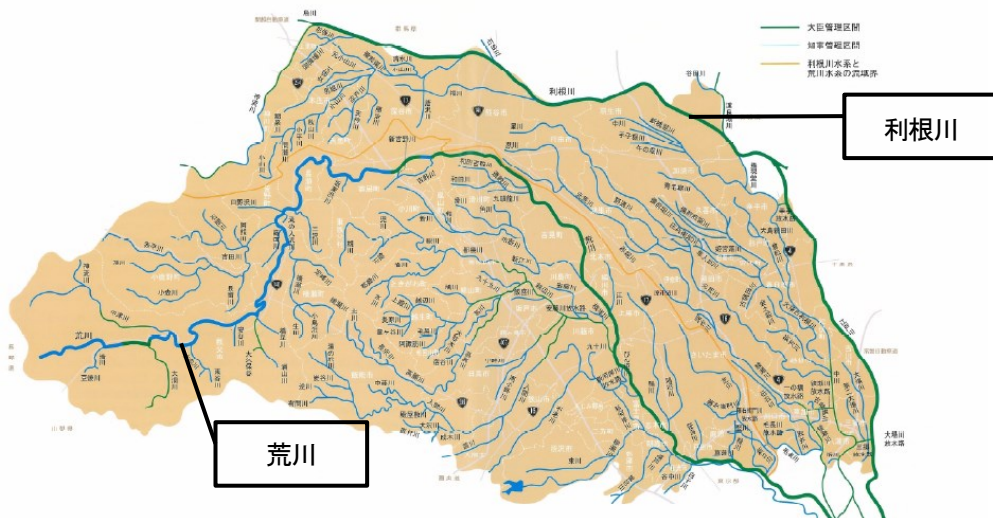


図 2.3 埼玉県の河川





#### (4) 気候

本県の気候は、冬は北西の季節風が強く晴天の日が多くて乾燥し、夏は日中かなりの高温になり雷の発生が多く、降ひょうも多いのが特徴である。

地域別に気温の特徴をみると、北部は県内でも夏の気温が高い地域となっており、平成19年8月16日に熊谷と多治見（岐阜県）で、それまでの国内最高気温40.9℃を観測した（平成25年8月12日に高知県の江川崎で41.0℃を観測、国内最高気温が更新された。）。一方、秩父地方の盆地は、冬期に夜間の冷え込みが強く、昭和29年1月27日に-15.8℃の最低気温を観測した。

気象庁によると、平成26年の熊谷の年平均気温は15.3℃で、最高気温は8月の38.8℃、最低気温は2月の-4.7℃であった。

また、年間降水量は1,387.5mmで、日最大降水量は6月6日の111.5mmであった。

なお、年間日照時間及び年間快晴日数は、ともに全国第一位であった。

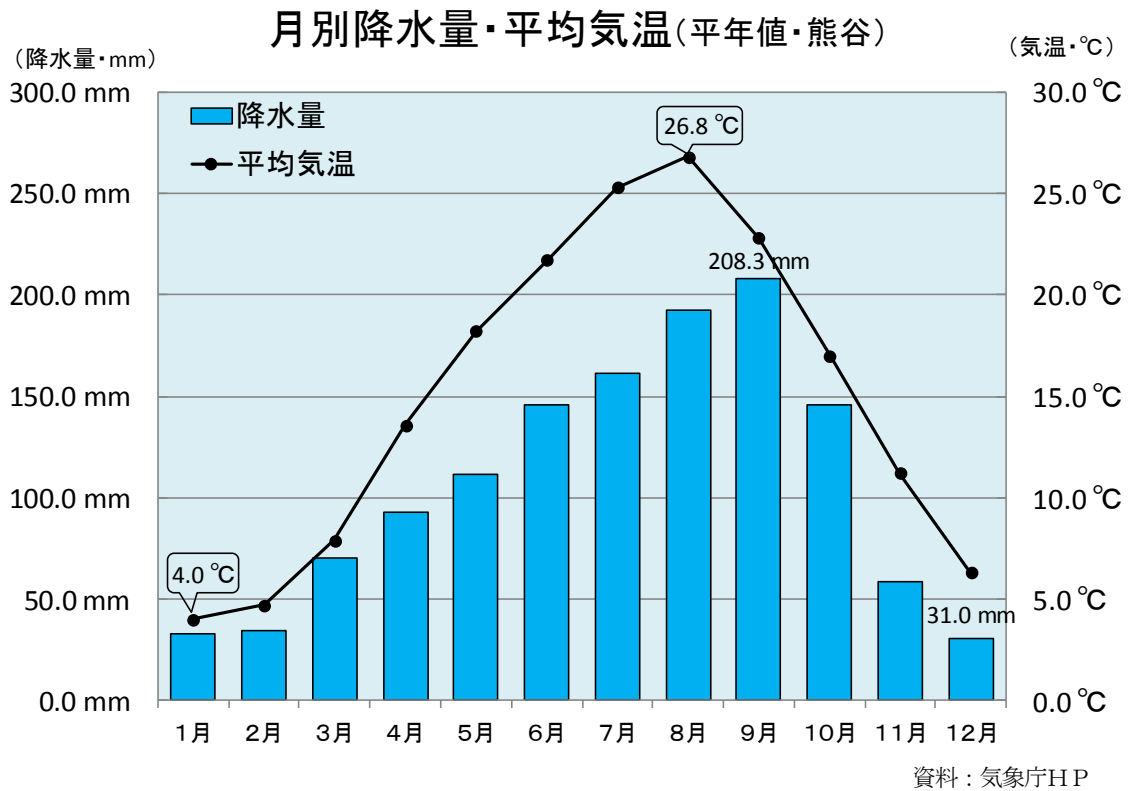


図 2.5 埼玉県的气候



## （5）人口等

国勢調査によると、平成22年10月1日現在の本県の人口は、719万人であり、東京都、神奈川県、大阪府、愛知県に次いで全国5位となっている。

人口の推移は、大正9年の第1回調査から増加が続いており、昭和30年代後半から急増し、昭和52年に500万人、昭和62年に600万人を超え、その後は上昇率が鈍化した。なお増加傾向で、平成14年に700万人を超えた。（昭和52年、昭和62年、平成14年の人口は「埼玉県推計人口等」による。）

また、平均年齢が43.6歳（平成22年10月1日現在）と全国で5番目に若い県だが、その一方、高齢化の加速度は全国トップクラスのスピードで進む見込みとなっている。

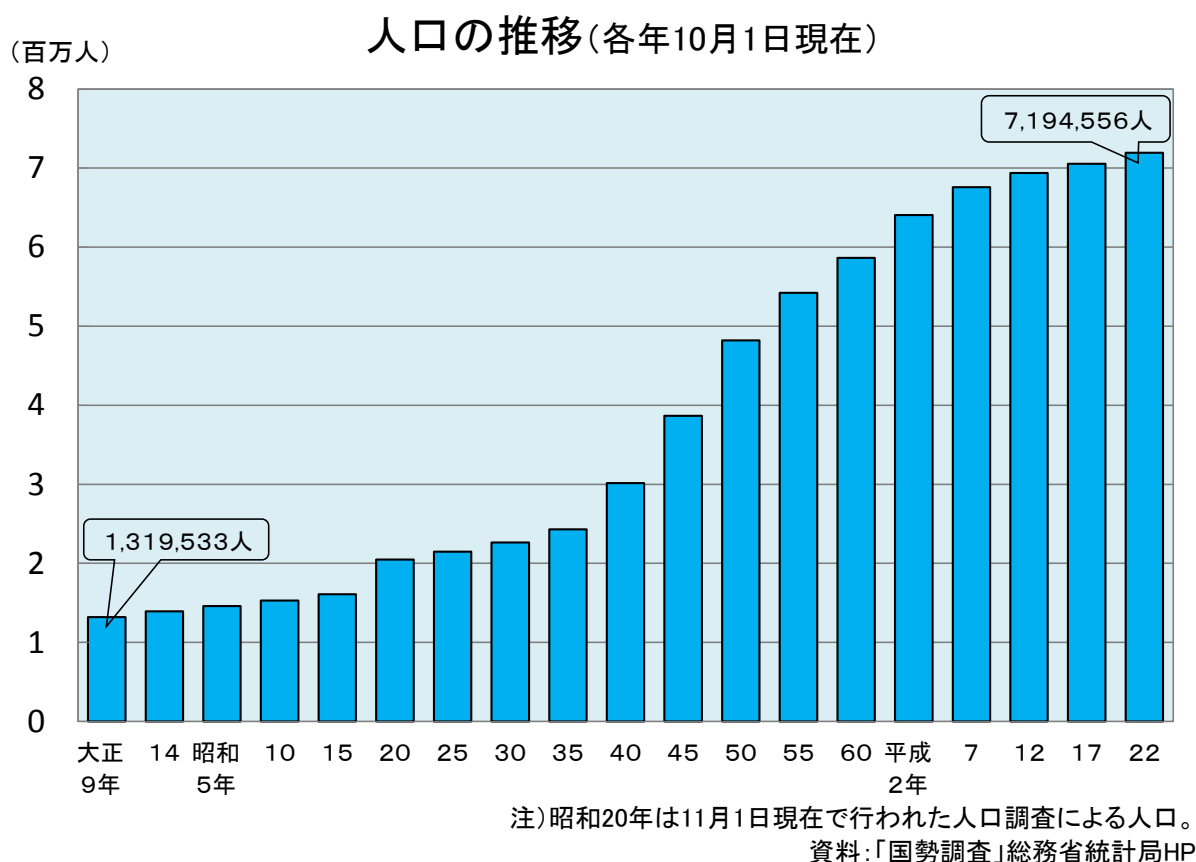
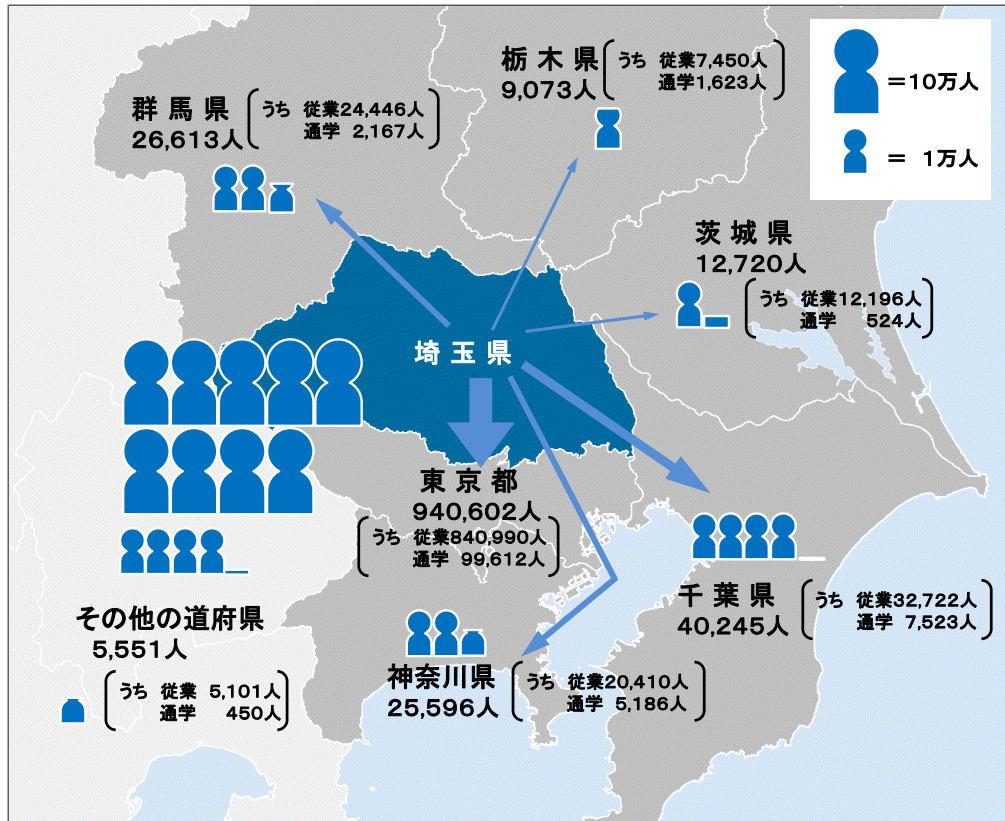


図 2.6 埼玉県の人口の推移

平成22年の国勢調査によると、本県の昼間人口は637万人で、全国5位となっている。

昼夜間人口比率は88.6%で全国第47位であった（昼間人口／常住人口）。本県常住の15歳以上の就業者・通学者は388万人で、そのうち106万人が県外への従業・通学をしている。15歳未満の通学者を含めると約107万人が県外への従業・通学をしており、94.9万人が東京都に従業・通学をしている。

県外に従事する就業者及び通学者数（平成22年10月1日現在）



注) 15歳以上。年齢不詳者を除く。  
資料:「国勢調査」総務省統計局HP

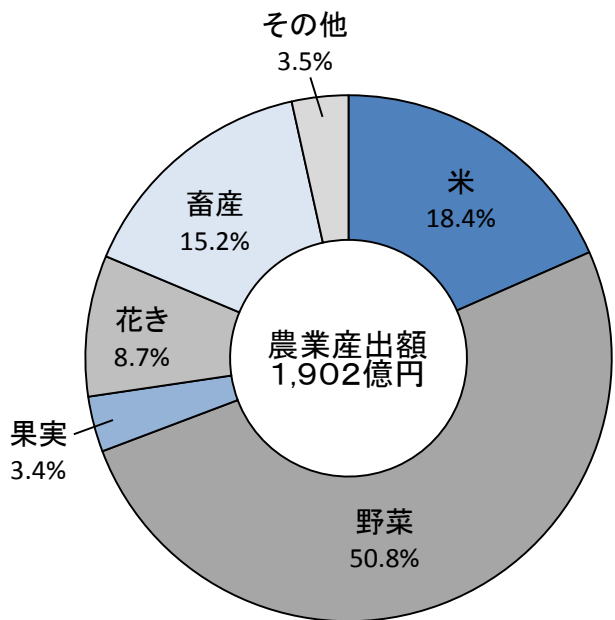
図 2.7 埼玉県外に従業・通学する就業者及び通学者数

**(6) 産業・経済**

平成25年度の県内総生産は、名目で20兆6,782億円と全国5位の規模となっている。

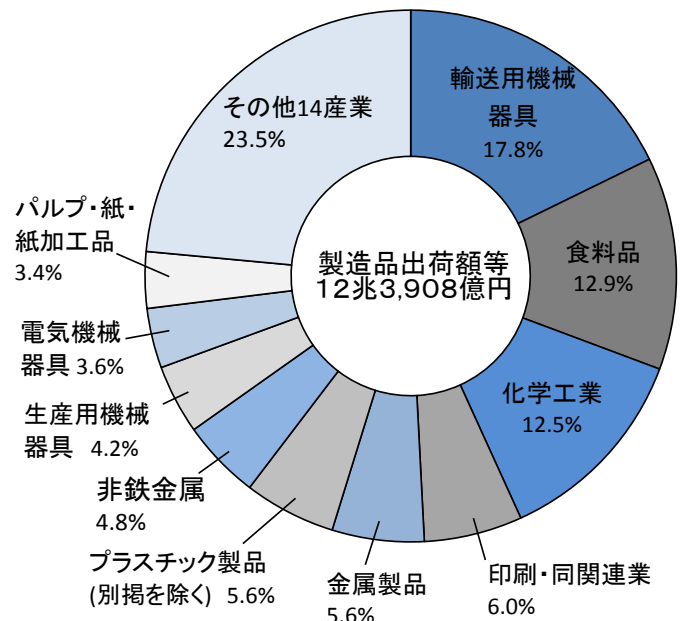
農業・林業等の第一次産業は、都市化や高齢化の進展の中で、耕地面積・農業従事者ともに減少しているものの、農業産出額は1,902億円で全国第17位となっている。また、部門別では野菜の産出額967億円で、全国第6位となっている。農業産出額の構成比で見ると、「野菜」が50.8%、次いで、「米」、

「畜産」、「花き」、「果実」となっている。  
 製造業等の第二次産業は、平成26年12月31日現在の製造業の事業所数は、11,614事業所、従業者数は379,238人で、ともに全国4位となっている。製造品出荷額等は12兆3,908億円で全国第7位となっている。構成比は、「輸送用機械器具」が17.8%、次いで、「食料品」、「化学工業」、「印刷」、「金属製品」と続き、これら5産業で全体の5割強を占めている。



出典：農林水産省「生産農業所得統計」

図 2.8 農業産出額構成比 (平成26年)



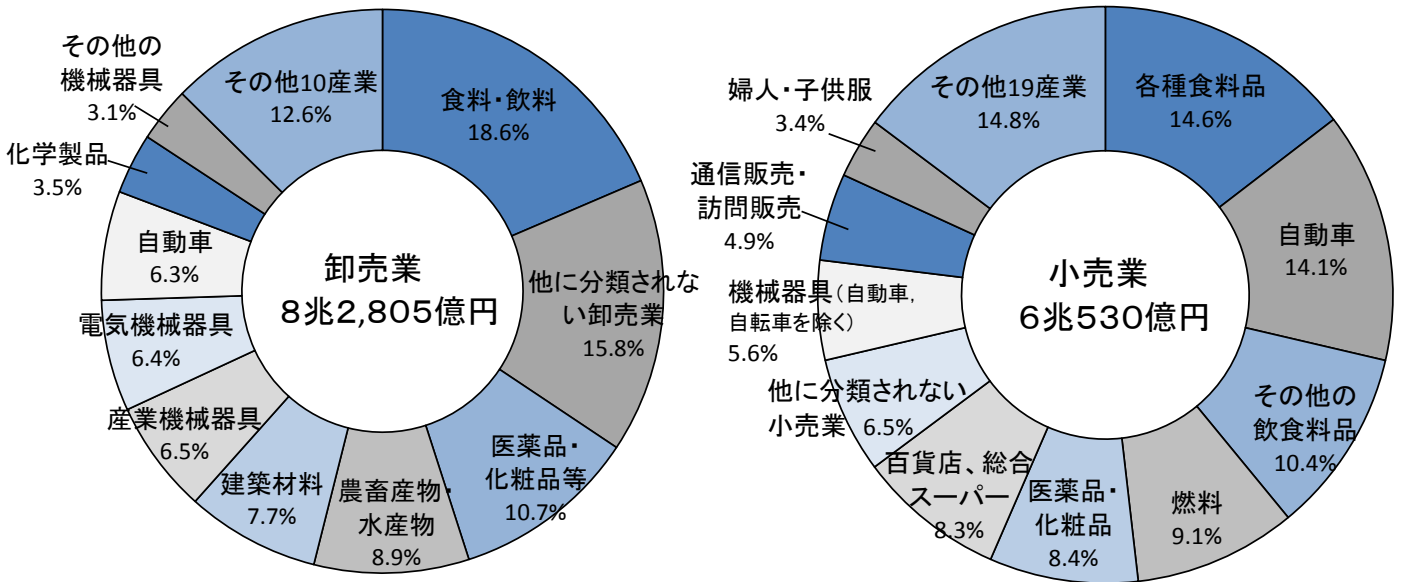
出典：県統計課「工業統計調査結果報告」

図 2.9 製造品出荷額等構成比 (平成26年)

小売業等の第三次産業は、平成26年7月1日現在の「卸・小売業」の事業所数は58,581事業所（卸売業15,169事業所、小売業43,412事業所）で、全国第6位となっている。年間商品販売額は1兆4,335億円で、全国第7位となっている。

産業小分類別で見ると、卸売業は「食料・飲料」が最も多く、次いで「他に分類されない卸売業」、「医薬品・化粧品等」、「農畜産物・水産物」、「建築材料」と続き、これら5産業で卸売業全体の6割強を占めている。小売業は「各種食料品」が最も多く、次いで「自動車」、「その他飲食料品」、「燃料」、「医薬品・化粧品」と続き、これら5産業で小売業全体の6割弱を占めている。

なお、小売業の売場面積は、682万4,126㎡で全国第4位となっている。



出典：「商業統計表」経済産業省HP

図 2.10 商品販売額の産業小分類別構成比（平成25年）



## （7）想定地震

平成25年11月に公表した埼玉県地震被害想定調査では、5つの地震を想定地震として、被害量の推計を行っている。

陸側のプレートと海側のプレートの境界である海溝やトラフ付近で発生する地震である「海溝型地震」として、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震の3つの地震を想定している。

このうちの東京湾北部地震や茨城県南部地震については、今後30年以内にマグニチュード7クラスの地震が約70%の確率で発生すると言われている。

また、陸側のプレート内部での断層運動により発生する地震である「活断層型地震」は、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震の2つの地震を想定している（「関東平野北西縁断層帯」は、平成27年4月27日地震調査研究推進本部公表により、現在は名称が「深谷断層帯・綾瀬川断層」に変更され、南方向に推定活断層として約19km延長された。）。

活断層型地震は発生確率が低いものの、発生した場合には震源の深さが浅いため、甚大な被害を及ぼす恐れがある。

海溝型地震	東京湾北部地震	[M7.3]	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	[M7.3]	
	元禄型関東地震	[M8.2]	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	[M8.1]	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	[M7.4]	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

【想定地震の断層位置図】

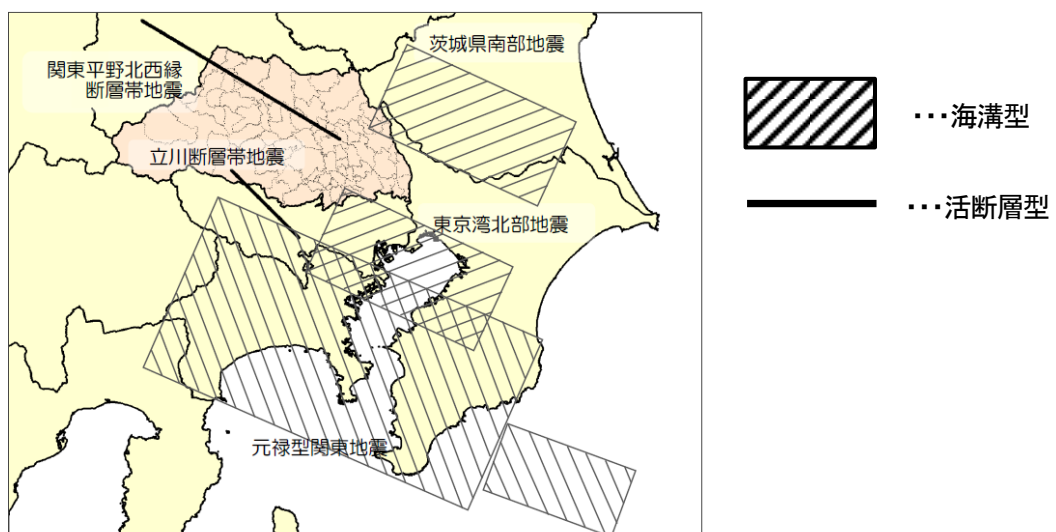


図 2.11 埼玉県地震被害想定調査による想定地震

## （８）過去に埼玉県に被害をもたらした災害

### ア 埼玉県における主な地震被害

過去に県内に大きな被害を及ぼした主な地震は、次のとおりである。

西暦818年に、M7.5の関東全域を襲った、多数の圧死者を出す地震が発生した記録が残されている。

西暦1855年には、M6.9の江戸を震源とした地震があり、県内の荒川と利根川の間で多数の被害が発生したという記録が残されている。

大正12（1923）年には、M7.9の関東南部を震源とした地震、いわゆる「関東大震災」が発生し、埼玉県内にも大きな被害をもたらした。

昭和6（1931）年には、M6.9の埼玉県北部を震源とした「西埼玉地震」があり、県中北部を中心に被害が発生した。

また、平成23（2011）年の東日本大震災では、県内でも震度6弱が観測され、負傷者や建物被害が発生した。

表 2.1 埼玉県における主な地震被害

発生年月	地震名称	規模	震源地域	被害概要
818年	—	M7.5	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
1855年11月	安政江戸地震	M6.9	江戸	県内の推定震度は、大宮5、浦和6。荒川～利根川間で人家等被害多数。
1923年9月	関東大震災	M7.9	関東南部	県内被害として、死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268棟
1931年9月	西埼玉地震	M6.9	埼玉県北部	県内被害として、死者11人、負傷者114人、家屋全壊172棟。
2011年3月	東日本大震災	M9.0	三陸沖	県内の最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、一部損壊16,161棟、火災発生12件

## イ 埼玉県における主な風水害

過去に県内に大きな被害を及ぼした主な風水害は次のとおりである。

昭和22（1947）年にはカスリーン台風の影響により、利根川など県内124カ所の堤防が決壊し、多数の人的被害・家屋被害が発生した。

昭和41（1966）年の台風26号の際に、暴風と豪雨による被害が発生し、本県で初めて災害救助法が適用された。（北西部：暴風、南部：豪雨）

昭和57（1982）年の台風18号の際に、県南部を中心に被害が発生し、災害救助法が適用された。

平成25（2013）年9月2日に竜巻により越谷市など県東部に被害が、また9月15日には台風による突風により熊谷市などで被害が発生して災害救助法が適用された。

平成27（2015）年9月の関東・東北地方を襲った台風18号に伴う「関東・東北豪雨」では、埼玉県内でも越谷市など県東部を中心に、住宅一部損壊などの被害が発生した。

表 2.2 埼玉県における主な風水害

発生年月	被害概要
1947年9月	カスリーン台風と前線の影響により、利根川が大利根町地内で400mにわたって破堤するなど、県内124か所で堤防が決壊。死者86名、負傷者1,394名、行方不明10名、流失家屋392棟、全壊726棟、半壊2,116棟、床上浸水44,610棟、床下浸水34,647棟。
1966年9月	台風26号により県内全域に家屋倒壊、浸水等の大きな被害をもたらされ、災害救助法が適用された。死者28人、負傷者727人、流失家屋1棟、全壊1,242棟、半壊6,699棟、床上浸水740棟、床下浸水10,548棟。
1982年9月	台風18号により県内全域に大きな被害をもたらされ、災害救助法が適用された。死者1名、負傷者4名、全壊1棟、半壊13棟、床上浸水13,760棟、床下浸水50,075棟。
2013年9月	9月2日に竜巻の発生により県東部に被害をもたらされ、越谷市、松伏町に災害救助法が適用された。重症3名、住家全壊28棟、半壊195棟。
2013年9月	9月15日に台風18号による突風により県北部に被害をもたらされ、熊谷市に災害救助法が適用された。住家全壊10棟、半壊20棟。
2015年9月	台風18号等による「関東・東北豪雨」では東日本を中心に大きな被害があり、県内でも東部を中心に住宅一部損壊6棟、浸水被害4,868棟（床上浸水880棟、床下浸水3,988棟）の被害をもたらされた。



## ウ 埼玉県における大雪被害

平成26（2014）年2月には、2週続いて関東甲信地方に大雪が降り、熊谷市で62cm、秩父市では98cmと、観測史上最大の積雪を記録した。

この大雪の影響で、県内でも落雪、転倒などによる人的被害や停電が発生したほか、鉄道の運休、高速道路や一般道路の通行止めなど交通機関にも大きな影響を及ぼした。

県有施設では、熊谷市にある屋内スポーツ施設「くまがやドーム」の膜屋根が破損するという被害を受けた。

また、多数の農業用施設が倒壊するなどの農業被害も発生した。

表 2.3 平成26年の大雪被害

発生年月	被害概要
2014年2月	<p>低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東甲信地方を中心に雪が降り続き、埼玉県では最深積雪の極値を大幅に更新する記録的な大雪となった。2週続いての大雪であったため、最深積雪は熊谷市で62cm、秩父市で98cmとなった。この大雪の影響で、落雪、転倒などによる人的被害や停電が発生したほか、鉄道の運休、高速道路や一般道路の通行止めなど交通機関にも大きな影響を及ぼした。</p> <p>死者1名、重症28名、住家半壊1棟、一部損壊9棟。県有施設では「くまがやドーム」で膜屋根が破損。農業用施設の倒壊など農業被害額229億円。</p>



写真 2.1 くまがやドームの被害状況



写真 2.2 農業用施設の被害状況



## イ バックアップ拠点

本県の「さいたま新都心」には、国の省庁の機関が17ほど集積している。首都直下地震が発生した場合には、国の中枢機能が集中する都心部では甚大な被害が想定されているが、その際には、さいたま新都心が国の中枢機能の業務を継続させるための代替機能を発揮することができる。

既に警察庁、経済産業省は、災害発生時の業務継続計画で、さいたま新都心合同庁舎を代替拠点として位置づけている。

なお、国の「首都圏広域地方計画」や「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」及び「首都直下地震道路啓開計画」などでも、本県はバックアップ機能を発揮すると位置付けられている。



図 2.13 バックアップ拠点の適地「さいたま新都心」



写真 2.3 国の省庁機関  
(さいたま新都心)



写真 2.4 国の中枢機能  
(震が関)

## 2-4 本県の強靱化の方向性

### (1) 基本目標

本県における強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり設定する。  
国の基本計画との調和を保ちつつ、本県の地域特性を活かした基本目標として「Ⅴ 首都機能を維持・復旧するための機能を確保すること」を追加し、5つの基本目標を設定した。

- |   |
|---|
| I 県民の生命を最大限守ること                         |
| II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること |
| III 県民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること          |
| IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること                |
| V 首都機能を維持・復旧するための機能を確保すること              |

### (2) 事前に備える目標（行動目標）

5つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、事前に備える目標を以下のとおり設定した。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する             |
| 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する          |
| 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する          |
| 目標4 必要不可欠な行政機能を確保する               |
| 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する |
| 目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する       |
| 目標7 二次災害を発生させない                   |
| 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする |
| 目標9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする     |

## 第3章 想定する大規模自然災害の整理

### 3-1 想定する大規模自然災害の範囲

埼玉県内で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、地震、洪水、竜巻、大雪の4種類を基本とする。

### 3-2 想定する大規模自然災害の規模

想定する大規模自然災害の規模は、以下に示す県内で発生を想定しうる最大規模の災害を想定する。

なお、地震については、首都圏が被災した場合に首都機能の維持・復旧をバックアップすることにより国全体の強靱化にも貢献するため、首都直下地震として、東京湾北部地震も考慮する。

表 3.1 想定する大規模自然災害と災害の規模

大規模自然災害	災害の規模
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関東平野北西縁断層帯地震 （深谷断層帯・綾瀬川断層による地震）</li> <li>・ 東京湾北部地震（首都直下地震）</li> </ul>
洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利根川等の一級河川の堤防の決壊</li> </ul>
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内最大級（F3）の発生</li> </ul>
大雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年の大雪被害</li> </ul>

## 第4章 脆弱性評価の結果

### 4-1 脆弱性評価の方法

脆弱性評価は、地域強靱化計画の策定に先立ち、第3章に示した想定する大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないように対策を講じることができているかを評価するものである。

評価にあたっては、大規模自然災害の被害シナリオと生じる被害の伝播を整理した上で、「起きてはならない最悪の事態」を設定した。その上で、その事態の発生回避・被害低減に資する現在の本県の取組を把握し、事態の発生回避・被害低減に向けた取組の方向性を評価した。

### 4-2 想定する大規模自然災害による被害の伝播の整理

想定する大規模自然災害による被害の伝播を把握するため、想定する大規模自然災害ごとに、被害の伝播を整理するフローチャート（以下、「インパクトフロー」という。）を作成した。大規模自然災害による被害をインフラ等の直接被害、インフラ等の機能低下、間接被害、復旧・復興への影響の4段階に分け、インフラ等が災害による直接的な被害から派生する被害や広域的な被害、大規模な被害を中心にインパクトフローに掲載した。

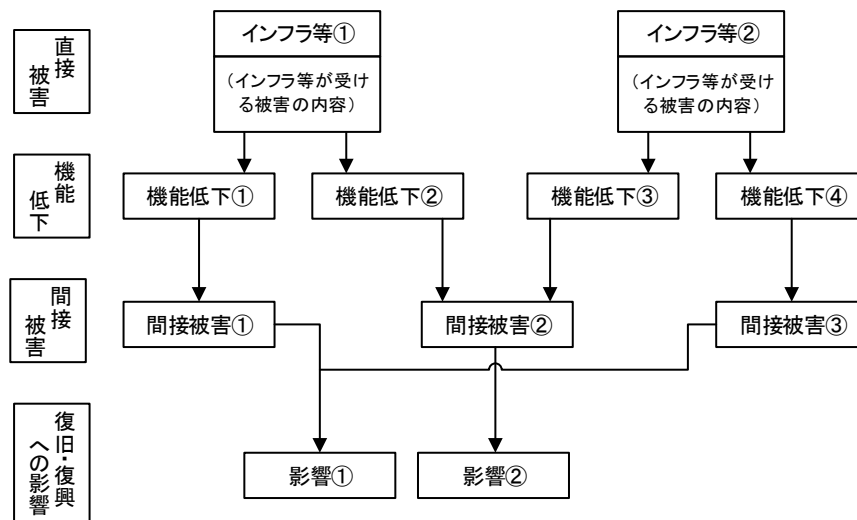


図 4.1 被害の伝播を整理するフローチャート（インパクトフロー）のイメージ

### 4-3 「起きてはならない最悪の事態」の設定

本計画は国の基本計画と調和を保つことが必要であることから、国の基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」と4-2で作成したインパクトフローから「起きてはならない最悪の事態」の設定を検討した。本県の地域特性に応じて整理し、事前に備える目標に対応させた、次の37の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

表 4.1 目標体系と起きてはならない最悪の事態の一覧

事前に備える目標 (行動目標)	インパクトフローから抽出した「起きてはならない最悪の事態」
1 被害の発生抑制 により人命を保護 する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療 活動により人命を 保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3 交通ネットワーク、 情報通信機能を 確保する	3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
	3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-4 物資の輸送が長期間停止する事態
	3-5 孤立集落が発生する事態
	3-6 情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-7 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行 政機能を確保する	4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
	4-2 県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に 必要なライフライン を確保し、早期 に復旧する	5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 「稼ぐ力」を確保 できる経済活動の 機能を維持する	6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
	6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7 二次災害を発生 させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3 危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害 被災後でも迅速な 再建・回復ができ るようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2 県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
9 首都機能の維 持・復旧をバック アップできるように する	9-1 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
	9-2 東京都内の中央官庁等の機能が麻痺・停止する事態
	9-3 東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態



#### 4-4 「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価

##### (1) 評価の方法

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、過去の災害の記録やインパクトフローをもとに、その事態の具体的状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態について整理した。

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その事態の発生回避・被害低減に資する現在の取組のうち県の取組を中心に抽出し、その取組内容を整理した。

これらを踏まえ、事態の発生回避・被害軽減の可能性を検討し、第三者による検証を行ったうえで、37の「起きてはならない最悪の事態」について、発生回避・被害低減に向けた取組の方向性を評価した。

##### (2) 評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの評価結果は別表のとおりである。「起きてはならない最悪の事態」ごとの評価結果を踏まえたポイントは以下のとおりである。

##### 【脆弱性評価結果のポイント】

- 大規模自然災害による被害の伝播を整理するインパクトフローを作成し、37の「起きてはならない最悪の事態」を抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備えるとともに、首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにすることが必要である。
- 人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力等を発揮できる体制の確保、警察の災害対応力の向上、災害時医療体制の確保、学校の災害対応力の強化に一層取り組む必要がある。県民の自助・共助に活用できるよう災害情報を適切に共有・提供できるようにする必要がある。
- 社会の機能を維持する観点から、道路・鉄道・ライフライン・情報通信の各種施設の耐震化・機能確保に一層取り組むとともに、ルート等の多重化や非常用電源の確保等の代替手段の確保にも一層取り組む必要がある。また、平常時からの連携関係の確立、産業・農業機能の確保に取り組み、災害時には、支援・受援も含め、機能確保を図れるようにする必要がある。
- 財産・施設の被害を最小化する観点から、治水施設等の整備・減災に向けた取組を一層強化するとともに、各種施設の耐震化・機能確保、土砂災害等の防止施設の整備に取り組む、災害に強い都市をつくる必要がある。

## 第5章 強靱化に向けた行動（事前に備える目標別）

### 5-1 事前に備える目標別の強靱化に向けた行動

事前に備える目標（行動目標）別に、本県における強靱化に向けた行動（主な取組）及び行動指標を示す。

- |        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 行動目標 1 | 被害の発生抑制により人命を保護する             |
| 行動目標 2 | 救助・救急・医療活動により人命を保護する          |
| 行動目標 3 | 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する          |
| 行動目標 4 | 必要不可欠な行政機能を確保する               |
| 行動目標 5 | 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する |
| 行動目標 6 | 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する       |
| 行動目標 7 | 二次災害を発生させない                   |
| 行動目標 8 | 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする |
| 行動目標 9 | 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする     |

(1) 行動目標 1 「被害の発生抑制により人命を保護する」

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

イ 強靱化に向けた主な行動

建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進める。小中学校施設については、耐震化を早期に完了させるよう市町村に働きかける。老朽化した県営住宅の計画的な建替えを進める。保育所等の社会福祉施設についても計画的に耐震化を進める。災害時の病院機能確保のため、災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震化工事の支援をする。

また、震災直後の建築物の危険度を判定する応急危険度判定士を養成・訓練し、判定体制を整備・維持する。

【主な取組】

- 住宅・建築物の耐震化等の促進
- 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- 土砂災害等の防止施設の整備
- 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 学校の災害対応力の向上

行動指標 1

	【現状値】	【目標値】
・ 多数の者が利用する民間建築物の耐震化率	89.6% (H26 年度末)	95.0%以上 (H33 年度末)

## （２）行動目標２「救助・救急・医療活動により人命を保護する」

### ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

- |                                    |
|------------------------------------|
| 2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態          |
| 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態     |
| 2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態 |

### イ 強靱化に向けた主な行動

迅速かつ適切な救急搬送のため、救急搬送時の医師の指示、指導・助言、事後検証、救急救命士の再教育など、メディカルコントロール体制の強化を図る。病院前救護の充実のため、救急救命士の計画的な養成とスキルの維持向上のための再教育等を実施する。

平常時から医療体制の充実を図るとともに、近隣都県との医療連携を進める。DMA Tの具体的な活動を定めた計画等を訓練を通じて検証、改善をする。災害時に負担が大きくなる災害拠点病院を支援する被災エリア以外の二次救急医療機関などと連携し、患者受入体制を強化する。高次医療施設へのアクセスの改善、搬送時間の短縮のため、幹線道路の整備や交差点改良を進める。

県立病院においては、トリアージ訓練や被災地支援の経験がある医療スタッフの持つノウハウを共有することにより、災害医療の実践能力を高める。

また、県医師会、大学病院、県が一体となって創設した埼玉県総合医局機構を通じたキャリアステージに応じた医師の確保・誘導及び派遣により、医師数の増加、診療科及び地域偏在の解消を進める。

#### 【主な取組】

- 災害時医療体制の確保
- 医療スタッフの育成・確保
- 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 警察の災害対応力の強化

#### 行動指標 2

	【現状値】	【目標値】
・ 県内医療施設(病院・診療所)の医師数 (人口 10 万人当たり)	152.8 人 (全国最下位 H26 年末)	全国最下位脱出 (H32 年末)

### (3) 行動目標3「交通ネットワーク、情報通信機能を確保する」

#### ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態
3-4 物資の輸送が長期間停止する事態
3-5 孤立集落が発生する事態
3-6 情報通信が輻輳・途絶する事態
3-7 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

#### イ 強靱化に向けた主な行動

道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化等を行う。防災拠点や高次医療機関への交通アクセスを確保できるよう未接続道路などを整備し、ルートの多重化を図る。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をする。

生活を支える道路の整備や山村の生活を守る森林管理道の整備・維持管理を行う。また、災害情報や道路の通行状況を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進める。

通行可能な道路の通行の安全性を確保するため、信号機に自動起動式発動発電機の設置を進める。

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進める。

##### 【主な取組】

- 道路ネットワークの整備・通行の確保
- 道路施設の耐震化等による安全性の向上
- 土砂災害等の防止施設の整備
- 災害情報の共有と県民への適切な提供
- 情報通信体制の強化

##### 行動指標3

	【現状値】	【目標値】
・ 県管理道路整備箇所の 混雑時平均旅行速度	26.8km/h (H26 年度末)	34.3km/h (H33 年度末)

**（４）行動目標４「必要不可欠な行政機能を確保する」**

**ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」**

4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態

4-2 県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

**イ 強靱化に向けた主な行動**

災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施する。県庁が実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の維持、強化を実施する。

県内５か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム２００２などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行う。

災害対策本部となる庁舎等の防災拠点施設の耐震化を進める。

防災活動拠点等へのアクセスの確保のため、未接続道路などを整備し、ルート多重化を図る。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をする。

緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援を行い、耐震化を進める。

**【主な取組】**

- 防災活動拠点等の強化
- 行政機関の業務継続の確保
- 応急対応に必要な非常用電源等の確保
- 自助と共助による地域単位の防災力の向上
- 防災知識の普及啓発

**行動指標４**

	【現状値】	【目標値】
・ 防災拠点となる公共施設の耐震化率	91.9% (H26 年度末)	100% (H33 年度末)

**（５）行動目標５「生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する」**

**ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」**

5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

**イ 強靱化に向けた主な行動**

各家庭に水道水を供給する水道事業者に対して、水道施設の耐震化、老朽化水道施設の更新を支援する。

県営水道では、水質の信頼性を確保するため、水源の水質を定期的に監視する。浄水場に取り水してからは毒物監視装置等により常時監視を行う。また、災害に備えて、貯水タンクの増設、水処理施設の耐震補強、非常用自家発電設備の整備を進める。

水道水源となる河川の定期的な水質測定等による広域的な汚染の監視や水質検査の信頼性確保に取り組む。

**【主な取組】**

- 清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化
- 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化
- 省エネルギー化の推進
- 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保
- 避難所の公衆衛生と生活の質の確保

**行動指標 5**

・ 備蓄水量

**【現状値】**  
約 627 万人分  
(H27 年度末)

**【目標値】**  
約 688 万人分  
(H33 年度末)



**（6）行動目標6 「『稼ぐ力』を確保できる経済活動の機能を維持する」**

**ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」**

---

6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

---

6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

---

**イ 強靱化に向けた主な行動**

本県の「稼ぐ力」を強化するため、国際競争力を持った付加価値の高い新しい産業を生み出す「先端産業創造プロジェクト」を展開する。本県への企業立地を促進するとともに、操業前後のフォローアップを行い、企業からの要望を適切に関係機関につないでいく。

県産業振興公社と連携してBCPに関するセミナーの開催やチラシの作成・配布、ホームページでの広報を行い、BCPの普及を進める。また、BCP策定を希望する中小企業への支援を行う。

県制度融資の経営安定資金（災害復旧関連）により、被災時の民間企業の事業継続を支援する。

災害時においても工業用水を受水企業へ安定供給するため、水処理施設の耐震補強及び非常用自家用発電設備の整備を進める。

**【主な取組】**

- 平常時からの産業創出
- 金融機能・産業機能の維持
- 産業を担う人材の育成・確保
- 平常時からの農畜生産の確保

**行動指標6**

・ 新規の企業立地件数

**【目標値】**

250件

(H29年度～H33年度の累計)

**(7) 行動目標 7 「二次災害を発生させない」**

**ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」**

7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

**イ 強靱化に向けた主な行動**

災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性が高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援する。

県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、老朽化した木造住宅密集地の改善や感震ブレーカーの設置などの燃えないまちづくりを推進する。

防災空地の確保のため、しらこぼと公園など県内5公園の未開設区域の開設に向けた整備を進める。

防災拠点として設備等が整備された高校では、机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」（HUG）を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備える。

<b>【主な取組】</b>
○ 災害に強い都市づくり
○ 農業用ため池等の防災対策
○ 自然を活かした保水・遊水機能の確保
○ 有害物質等の流出対策の確実な実施

<b>行動指標 7</b>	<b>【現状値】</b>	<b>【目標値】</b>
・ 良好な都市基盤が整備された住宅地や商業地の面積	19,530ha (H27 年度末)	20,400ha (H33 年度末)

## （８）行動目標８「大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする」

### ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

- |   |
|---|
| 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態       |
| 8-2 県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態     |
| 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 |
| 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態                |
| 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態                 |
| 8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態            |

### イ 強靱化に向けた主な行動

被災時も行政の業務が継続できるよう業務継続計画の策定・見直しを進め、訓練を実施していく。応急復旧については、国や近隣都縣市との災害時相互協力による体制整備とともに、応急復旧方法・対処方法など検討する。短期間に大量に発生する災害廃棄物を、県、市町村がそれぞれの役割に応じて適切に処理するための検討を進める。

災害前からの都市の復興への備えとして、復興まちづくりの課題抽出や復興に携わる人材育成、都市復興の手引きの作成を行い、被災後の速やかな復興計画の作成に備える。

大規模自然災害発生時の被害を小さくし迅速な再建・回復ができるよう、河川や調節池の整備、老朽化しているポンプ施設の計画的な長寿命化により、広域かつ長期にわたる被害とならないよう治水安全度の向上を図る。また、雨水を地中に浸透させる取組も行う。

#### 【主な取組】

- 行政機関の業務継続の確保
- 応急復旧の体制整備
- 災害廃棄物の適正処理の推進
- 発災前からの都市の復興への備え
- 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

## （9）行動目標9「首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする」

### ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

9-1 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態

9-2 東京都内の中央官庁等の機能が麻痺・停止する事態

9-3 東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態

### イ 強靱化に向けた主な行動

首都機能の維持・復旧をバックアップできるよう、災害時応援協定を締結し協定の実効性を高める取組を進め、平常時からの連携関係を確立する。民間倉庫や物流団地等での救援物資の一時保管や物資集積拠点への機材・人材・物流専門家の派遣により、円滑な物資輸送を確保し、避難所まで物資が届くよう連携の強化を図る。また、近隣市町村間の連携の取組を支援する。

帰宅困難者対策として、県内の主要7駅に帰宅困難者対策協議会を設置し、駅周辺での混乱防止対策や一時滞在施設の確保を進める。

被災地に対する人的支援にあたっての連絡系統や意思決定、役割分担などに関し検討・整理し、全庁的な共有化を図る。また、本県が被災し他県からの人的支援を受けるにあたって速やかに応援要請や受け入れができるよう、役割分担や情報提供方法などを検討・整理する。

#### 【主な取組】

- 平常時からの連携関係の確立
- 帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援
- 職員派遣体制の確立
- 支援・受援体制の確立

## 第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針

### 6-1 施策分野の設定

本計画における施策分野は、国の基本計画の施策分野を参考に、個別施策分野、横断的分野を以下のとおり設定する。

表 6.1 施策分野

個別施策分野	1	行政機能※（警察・消防含む）
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	県土保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的分野	15	地域づくり・リスクコミュニケーション
	16	老朽化対策

※) 「行政機能」…行政が本来備えている働き。

### 6-2 施策分野と起きてはならない最悪の事態の関係

横断的分野を除く施策分野と脆弱性評価で設定した37の「起きてはならない最悪の事態」の関係は、次の表に示すとおりである。

表 6.2 施策分野と37の「起きてはならない最悪の事態」の関係

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		行政機能	住宅・都市	保健医療	福祉	エネルギー	情報通信	産業	交通	農業	県土保全	ライフライン	教育	土地利用	環境
「起きてはならない最悪の事態」		(関係部局(略称))													
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○		○								○		
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	○	○		○								○		
1-3	異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○							○	○	○	○		
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○								○	○				
1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○							○						
1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	○							○						
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	○	○	○					○		○		○		
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態			○											
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態			○								○			
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態		○						○		○				
3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	○							○						
3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態		○						○		○				
3-4	物資の輸送が長期間停止する事態		○						○		○	○			
3-5	孤立集落が発生する事態	○							○		○				
3-6	情報通信が輻輳・途絶する事態						○				○				
3-7	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	○													
4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	○	○												
4-2	県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	○	○		○		○	○	○		○	○	○		
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	○				○			○		○	○			
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態					○					○				
5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態							○			○	○			
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態										○	○			
5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	○	○		○										
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態							○	○	○	○				
6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態							○	○	○	○				
7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	○	○												
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態		○					○		○	○				
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態														○
8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態		○												○
8-2	県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態								○		○				
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態		○							○	○			○	
8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態									○	○				
8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態										○	○			
8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態							○							
9-1	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態	○					○		○				○		
9-2	東京都内の中央官庁等の機能が麻痺・停止する事態	○		○					○						
9-3	東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態	○		○				○	○						

※ 関係部局の略称は以下のとおり

企財…企画財政部、総務…総務部、県民…県民生活部、危機…危機管理防災部、環境…環境部、福祉…福祉部、保健…保健医療部、産労…産業労働部、  
 農林…農林部、県土…県土整備部、都市…都市整備部、企業…企業局、病院…病院局、下水…下水道局、教育…教育局、警察…警察本部

### 6-3 施策分野ごとの取組の方向性

施策分野ごとの埼玉県の取組の方向性は、次に示すとおりである。

#### (1) 行政機能（警察・消防含む）

##### ・消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減【危機、福祉、保健、県土】

地震による建物倒壊や列車転覆事故などの災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練を計画的に実施する。

大型集客施設や駅などにおいて、消防団活動に関する集中的な広報を展開し、消防団員の加入促進を図る。

大規模災害を含む危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施する。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別計画策定の支援などに取り組む。

毒物劇物などの化学物質による事故を未然に防止するため、毒物劇物の製造業者などに対して適切な管理状態を確保するよう指導する。

土砂災害により被害の生ずるおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定し、市町村の警戒避難体制の整備を支援する。

##### ・防災活動拠点等の強化【危機、県土、都市】

災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施する。県庁が実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の維持、強化を実施する。

県内5か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム2002などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行う。

災害対策本部となる庁舎等の防災拠点施設の耐震化を進める。

防災活動拠点等へのアクセスの確保のため、未接続道路などを整備し、ルートの多重化を図る。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をする。

緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援を行い、耐震化を進める。

##### ・災害情報の共有と県民への適切な提供【県民、危機、県土、都市、警察】

市町村が発令する避難勧告等の災害情報を県が運用するシステムを経由して、県ホームページへの自動掲載、スマホアプリ「ポケットブックまいたま」からのプッシュ配信ができるようにする。また、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して、メディアに情報提供できるようにする。また、県内の気象情報や災害情報を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進める。交番・駐在所が作成している広報紙や警察展等のイベントにおいても、災害時の避難経路の確認などの情報発信を行う。外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行う。

洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を提供する。

災害発生時には、避難勧告等の情報を現場警察官による直接広報、パトカーによる放送走行を実施できるよう備える。



災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報の可視化、共有化に取り組む。

・ **警察の災害対応力の強化【警察】**

災害時の警察活動の拠点となる警察署の耐震化を進める。警察署の非常用発電機や耐震性水槽の整備を行う。大雪、水害、地震の際に必要な資機材の整備、警察活動の継続に不可欠な食料・飲料水の備蓄を行う。

防災週間などと合わせた災害警備部隊の総合訓練や部隊毎の個別訓練、九都県市合同防災訓練などの他機関主催の防災訓練への参加により、災害対応力を強化する。

・ **応急対応に必要な非常用電源等の確保【総務、都市、企業、下水】**

県有施設の設備設計の際に太陽光発電等の創エネ・省エネ設備を積極的に取り入れる。また、再生可能エネルギーである太陽熱を利用した給湯設備の導入を進める。

県営水道の施設では、送水が継続できるよう非常用自家発電設備の増強を行う。流域下水道では、下水処理機能を維持できるよう非常用自家発電設備の計画的な改築・更新を行う。

・ **職員派遣体制の確立【企財、総務、危機】**

被災地に対する人的支援にあたって、速やかな情報伝達や意思決定が図られるよう、連絡系統や意思決定、役割分担などに関し検討・整理し、全庁的な共有化を図る。また、県と市町村との協力のあり方についても整理する。

職員の災害対応力の向上という観点からも、積極的な職員派遣を行う。

被災地で不足している専門的人材を速やかに派遣できるよう、専門的知識や技術を有する人材の情報管理を行う。

・ **支援・受援体制の確立【企財、総務、危機、福祉、保健、県土】**

本県が被災し他県からの人的支援を受けるにあたって、速やかに応援要請や受け入れができるよう、役割分担や情報提供方法、OA機器等の準備などに関し検討・整理する。

被災地でボランティアの受け入れを必要とするニーズと、ボランティアとして支援を希望する者をマッチングするコーディネーターの養成などについて検討する。

災害派遣精神医療チーム（DPAT）の調整本部の体制を整える。

道路を利用した救援ルートに河川も加え、重層的なルートの確保に努める。

・ **行政機関の業務継続の確保【危機】**

行政自らが被災しても業務が継続できるよう、業務継続計画の策定・見直しを進め、訓練を実施していく。

被災により県内市町村が機能を喪失した場合、被災地以外の市町村が応援を実施できるよう派遣可能者リストを事前に作成しておく。

・ **応急復旧の体制整備【保健、農林、県土、下水】**

被災時には、国や近隣都県市との災害時相互協力の申し合わせ等により、資機材の貸し付けや人員派遣等について相互協力を行う。

被災時の応急復旧方法・対処方法など検討する。

## （２）住宅・都市

### ・住宅・建築物の耐震化等の促進【福祉、保健、都市、教育】

建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進める。小中学校施設については、耐震化を早期に完了させるよう市町村に働きかける。老朽化した県営住宅の計画的な建替えを進める。保育所等の社会福祉施設についても計画的に耐震化を進める。災害時の病院機能確保のため、災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震化工事の支援をする。

また、震災直後の建築物の危険度を判定する応急危険度判定士を養成・訓練し、判定体制を整備・維持する。

### ・空き家対策の促進【都市】

老朽空き家対策及び空き家の利活用について、行政・関係団体による連絡会議を通じて市町村の取組を支援する。

活用可能な空き家を含む中古住宅の流通を促進するため、県内市町村に対し、空き家バンクの設置を働きかけるとともに、民間事業者等との連携により新たに創設した（仮称）安心中古住宅登録制度（今年度創設予定）の普及を進める。

### ・災害に強い都市づくり【都市】

災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性の高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援する。

県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、老朽化した木造住宅密集地の改善や感震ブレイカーの設置などの燃えないまちづくりを推進する。

防災空地の確保のため、しらこぼと公園など県内5公園の未開設区域の開設に向けた整備を進める。

防災拠点として設備等が整備された高校では、机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」（HUG）を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備える。

## （３）保健医療

### ・災害時医療体制の確保【危機、保健、県土、病院】

迅速かつ適切な救急搬送のため、救急搬送時の医師の指示、指導・助言、事後検証、救急救命士の再教育など、メディカルコントロール体制の強化を図る。病院前救護の充実のため、救急救命士の計画的な養成とスキルの維持向上のための再教育等を実施する。

平常時から医療体制の充実を図るとともに、近隣都県との医療連携を進める。DMATの具体的な活動を定めた計画等を訓練を通じて検証、改善をする。災害時に負担が大きくなる災害拠点病院を支援する被災エリア以外の二次救急医療機関などと連携し、患者受入体制を強化する。高次医療施設へのアクセスの改善、搬送時間

の短縮のため、幹線道路の整備や交差点改良を進める。

県立病院においては、トリアージ訓練や被災地支援の経験がある医療スタッフの持つノウハウを共有することにより、災害医療の実践能力を高める。

・ **医療スタッフの育成・確保【保健、病院、教育】**

県医師会、大学病院、県が一体となって創設した埼玉県総合医局機構を通じたキャリアステージに応じた医師の確保・誘導及び派遣により、医師数の増加、診療科及び地域偏在の解消を進める。

看護師等養成校の教育力の向上、潜在看護職員の再就職支援、働きやすい職場づくりにより、訪問看護の充実、認定看護師の育成等による看護の質の向上と看護職員の量的確保を進める。県立病院においては、災害医療に係る知識、能力を有する看護師の数を増やしていくため、研修受講の支援や、被災地支援の経験がある医療スタッフの持つノウハウの共有化を図る。

県立学校においても、社会の変化や産業の動向等に対応した高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する。

・ **感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保【保健】**

平常時から市町村とともに標準的予防策の徹底を啓発するとともに、消毒薬等の医薬品の備蓄を進める。さらに、感染性の強い疾病の発生に備え、資材の備蓄を行う。

感染症の流行をいち早く察知し、必要に応じて注意を促すため、サーベイランス（感染症発生動向調査）を行う。

#### （４）福祉

・ **要配慮者等への配慮の確保【福祉】**

避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別計画策定の支援などに取り組むとともに、福祉避難所の開設訓練の実施を働きかける。

保育所等の社会福祉施設や福祉避難所の耐震化を進める。

・ **避難所等で必要となるこころのケア実施体制の整備【危機・福祉・保健】**

被災して精神的にダメージを受けている避難者のこころのケア等を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備し、その活動を調整する体制を整える。

#### （５）エネルギー

・ **省エネルギー化の推進【総務、環境】**

県有施設の改修工事に際し、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減するため、高効率機器や省エネ器具の導入を進める。

電気と熱を同時につくる高効率なコージェネレーションシステムの普及啓発を進めるとともに、システムを導入する事業者への支援を行う。

・ **再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保【総務、環境、都市】**

県有施設の設備設計の際に太陽光発電等の創エネ・省エネ設備を積極的に取り入れる。また、再生可能エネルギーである太陽熱を利用した給湯設備の導入を進める。

エネルギーの安全・安心を確保するため、地域のエネルギーは地域でまかなえるよう、住宅用の太陽光発電設備等の導入を促進する。

高効率発電が可能な大規模焼却施設を導入する市町村を支援する。また、生ごみを利用したバイオガス化施設の導入を検討する市町村を支援する。

#### ・次世代自動車の普及【環境】

E V・P H Vの充電インフラの整備、自動車の蓄電池の電力を家庭で利用する設備（V 2 H）の設置支援を進める。また、燃料電池自動車の導入や水素ステーション整備を支援する。

#### ・水素社会実現に向けた取組の推進【危機、環境】

燃料電池自動車の導入や水素ステーション整備を支援する。

水素ステーションの設置の際には、技術基準への適合審査や完成時の実地検査により、安全確保を進める。

## （6）情報通信

#### ・情報通信体制の強化【企財、県土】

埼玉県の情報システムに関する業務継続計画（IT・BCP）を策定し、非常時優先業務に必要なIT資源（情報システムや情報ネットワーク）の継続性を確保して、大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう備える。

道路・河川等を管理する地域機関等に、イリジウム携帯電話・I P無線機を配備するとともに、定期的に使用訓練を実施する。

## （7）産業

#### ・平常時からの産業創出【産労】

本県の「稼ぐ力」を強化するため、国際競争力を持った付加価値の高い新しい産業を生み出す「先端産業創造プロジェクト」を展開する。本県への企業立地を促進するとともに、操業前後のフォローアップを行い、企業からの要望を適切に関係機関につないでいく。

#### ・金融機能・産業機能の維持【産労、企業】

県産業振興公社と連携してBCPに関するセミナーの開催やチラシの作成・配布、ホームページでの広報を行い、BCPの普及を進める。また、BCP策定を希望する中小企業への支援を行う。

県制度融資の経営安定資金（災害復旧関連）により、被災時の民間企業の事業継続を支援する。

災害時においても工業用水を受水企業へ安定供給するため、水処理施設の耐震補強及び非常用自家用発電設備の整備を進める。

・ **産業を担う人材の育成・確保【産労、県土、教育】**

専門高校等において企業等の支援を受け、職業教育の充実を図り、専門的知識、技術及び技能の向上を図る。さらに実践的な職業教育で生徒の勤労観、職業観を醸成する。

また、民間教育訓練機関を活用した職業訓練、企業の具体的オーダーに基づく技能講習などにより、多様な産業人材ニーズへの機動的な対応を進める。働く意欲がある誰もが、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、自らの力を高め、適材適所の職場で活躍できるよう取組を進める。

建設業への若者や女性の入職・職場定着、資格取得による処遇改善を支援する。

(8) **交通**

・ **鉄道施設の耐震化等による安全性の向上【企財】**

地域鉄道の安全輸送のため、経営基盤の弱い事業者が実施する設備整備に対する支援を行う。一定の要件を満たす高架駅、橋上駅の耐震補強や緊急輸送道路と交差・並走する鉄道高架橋・橋梁の耐震補強、落橋防止対策への支援を行う。

・ **道路ネットワークの整備・通行の確保【農林、県土、都市、警察】**

道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化等を行う。防災拠点や高次医療機関への交通アクセスを確保できるよう未接続道路などを整備し、ルート多重化を図る。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をする。

生活を支える道路の整備や山村の生活を守る森林管理道の整備・維持管理を行う。また、災害情報や道路の通行状況を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進める。

通行可能な道路の通行の安全性を確保するため、信号機に自動起動式発動発電機の設置を進める。

・ **道路施設の耐震化等による安全性の向上【農林、県土】**

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進める。

(9) **農業**

・ **平常時からの農業生産の確保【農林】**

青年の就農意欲の向上と就農後の定着を国の制度を活用して進める。関係機関が連携して質の高い新規就農者の育成等を支援する。平常時から野菜の新規作付面積の拡大を図り、野菜産地の生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援を進める。

また、防災重点ため池を含む農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進める。基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新を進める。自治会や水利組

合、土地改良区などへ農地の多面的機能の周知を進め、農地維持を進める。

・ **農業生産基盤等の整備【農林】**

低コストで効率的に農地の大区画化を行う埼玉型ほ場整備を進める。基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新を進める。

鳥獣害対策指導者の育成、地域での被害防止活動への支援により、鳥獣害被害対策を進める。新たな被害防止技術の開発・実証・普及も進める。

・ **農業用ため池等の防災対策【農林】**

防災重点ため池（堤高 15m 以上）5箇所を含む、452箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進める。

大規模地震により広範囲でため池等の農業施設の被害が発生した場合、担当職員以外でも災害発生時の対応ができるよう、災害対応事務や連絡系統の確認を行う。

・ **森林の保全と林業生産性の向上【農林】**

森林の循環利用の実現に向け、森の若返りの推進、林業生産性の向上、担い手の育成を図る。また、住宅分野での利用拡大や公共施設の木造化・木質化、木質バイオマスの利活用により県産木材の利用を推進する。

**(10) 県土保全**

・ **治水施設の整備・減災に向けた取組の強化【農林、県土】**

治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行う。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施する。雨水を地中に浸透させる取組も行う。

防災重点ため池（堤高 15m 以上）5箇所を含む、452箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進める。

土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定する。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進める。

・ **土砂災害等の防止施設の整備【農林、県土】**

土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定する。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進める。

山腹崩壊地や荒廃溪流等荒廃山地の復旧や、崩壊や土石流のおそれのある山地での被害予防のため、治山事業などを実施する。

・ **適切な水循環の確保【企財】**

雨水の集中的な流出を抑制し、緊急時の水源として活用できる雨水利用施設の整備の検討を進める。

・ **自然を活かした保水・遊水機能の確保【企財、農林】**

間伐、針広混交林化、獣害対策など地域に応じた森林整備を進める。見沼田圃の

保全・活用・創造の基本方針に沿った土地利用調整、公有地化により緑地空間の保全、治水機能を保持する。

## （１１）ライフライン

### ・市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化【環境、農林、都市、下水】

下水道、農業集落排水、浄化槽等の適切な役割分担のもと、生活排水等を適切に処理する施設の整備を市町村とともに進める。市町村が実施する公共下水道の未普及解消や、生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽等から生活排水をすべて処理でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換に対する支援を行う。

災害に備え、県が運営する流域下水道事業では、管渠やポンプ場の流下機能の確保、終末処理場の施設の耐震化による処理機能の確保、耐震化完了までの補完計画の作成を行う。老朽化が進行している農業集落排水の施設の機能診断や補修工事を実施する。

緊急輸送道路等の災害時に通行を確保する必要がある道路上にあるマンホールの浮上防止対策を実施する。

市街地の浸水被害の軽減を図るため、雨水を排除する下水道の整備に対する技術的支援を行う。

災害時の行政機能の低下を補完するため、災害時支援に関するルールによる応急対応が実施できるよう備える。また、被災時の下水道使用による溢水や応急復旧の遅れを防ぐため下水使用制限要請ができるよう備える。

### ・清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化【環境、保健、企業】

各家庭に水道水を供給する水道事業者に対して、水道施設の耐震化、老朽化水道施設の更新を支援する。

県営水道では、水質の信頼性を確保するため、水源の水質を定期的に監視する。浄水場に取り水してから毒物監視装置等により常時監視を行う。また、災害に備えて、貯水タンクの増設、水処理施設の耐震補強、非常用自家発電設備の整備を進める。

水道水源となる河川の定期的な水質測定等による広域的な汚染の監視や水質検査の信頼性確保に取り組む。

### ・水の効率的利用の推進【企財】

必要水源量を確保するため、未完成の水資源開発施設の早期完成を国等に働きかける。雨水の集中的な流出を抑制し、緊急時の水源として活用できる雨水利用施設の整備の検討を進める。

## （１２）教育

### ・学校の災害対応力の向上【教育】

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。各学校において地域の関係機関との連携を推進する。

小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。高校では、社会の支援者として自覚し、安心安全な社会づくりに貢献できる生徒の育成に努める。

県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進める。小中学校施設については、耐震化を早期に完了させるよう市町村に働きかける。

### （13）土地利用

#### ・計画的な土地利用と地籍調査の推進【企財】

県土の計画的かつ適切な利用を図るため、埼玉県土地利用計画調整会議等により土地利用に係る総合的な企画・調整を行う。

昭和27年に越谷市ほか3市町村で地籍調査が開始され、平成27年度末までに39市町村が調査に着手し、うち16市町村が現在実施しており、引き続き進める。

#### ・発災前からの都市の復興への備え【都市】

「復興まちづくりイメージトレーニング」などを実施することにより、復興まちづくりの課題の抽出や復興に携わる人材の育成・確保を行う。抽出された復興における課題を「埼玉県震災都市復興の手引き」に反映させることで、手引きの取組を推進し、発災時における速やかな復興計画の作成に備える。

### （14）環境

#### ・災害廃棄物の適正処理の推進【環境】

短期間に大量に発生する災害廃棄物を、県、市町村がそれぞれの役割に応じて適切に処理するための行動内容を整理する。

#### ・有害物質等の流出対策の確実な実施【危機、環境、保健、都市】

毒物劇物などの化学物質による事故を未然に防止するため、毒物劇物の製造業者などに対して適切な管理状態を確保するよう指導する。化学物質による環境リスクの低減を図るため、事業者の排出削減の取組を促進し、環境コミュニケーションの普及や分かりやすい情報発信を行う。

高圧ガス取扱事業所への立入検査により、技術基準の適合状況、維持管理状況、保安体制などの検査を行うとともに、高圧ガス業界と連携した保安確保を進める。

水質事故の未然防止の重要性を事業者に啓発するとともに、事故時には「異常水質事故発生時における危機管理マニュアル」に基づき、事故状況の把握、原因調査、汚染拡大防止、被害発生防止を図る。

石綿（アスベスト）の飛散防止、中皮腫などの健康被害の予防のため、石綿除去の無届工事の防止、工事の際のリスクコミュニケーションの実施指導、適切な解体工事の実施指導、大気中の石綿濃度のモニタリング調査を行う。また、民間建築物の石綿分析調査、一定規模以上の石綿除去等工事への支援を行う。



## （15）地域づくり・リスクコミュニケーション

### ・自助と共助による地域単位の防災力の向上【県民、危機】

減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日分以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施する。家具の固定を促進するため、ホームセンターとの連携を進める。

地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導する指導員の地域への派遣や、市町村が実施している自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行う。

元気な高齢者が地域活動やボランティア活動に参加するきっかけづくりなどの支援を進める。

### ・防災知識の普及啓発【危機】

自助・共助の観点から地震災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた資料を作成し、防災知識の普及啓発を進める。

防災学習の拠点として運営している「防災学習センター」では、県民に対し日頃からの備えや災害発生時の対処方法に関する体験学習の機会及び情報の提供を行う。

また、自主防災組織、自治会等の地域団体や企業等を対象に「地震対策セミナー」や出前講座を実施する。

### ・総合的な防犯対策の推進【県民、警察】

普及啓発による県民一人一人の自主防犯意識の醸成、自主防犯活動団体や協定締結事業者等と連携した地域による防犯活動の推進、公共空間への防犯カメラなどの整備による総合的な防犯対策を推進する。

県民一人一人が防犯意識を高め、自らが犯罪被害に遭うことのないようにするとともに、犯罪の起きにくい社会を実現するための普及啓発活動を実施する。

県民に自主防犯活動団体の有用性を周知し、積極的な活動参加を促すとともに、犯罪情報の提供や物的支援を行い、自主防犯活動団体の活性化を図る。

犯罪多発地域内の事業者や犯罪が多発する施設を管理する事業者等と連携し、犯罪実態や施設の防犯診断に基づく対策を実施する。

街頭犯罪等の防止のため、犯罪多発地域や通学路、商店街等への街頭防犯カメラ等の設置について、設置主体に対する助言等の支援を行う。

インターネット利用者の安全を確保するためサイバーセキュリティの向上に努める。また、高度なサイバー攻撃に対処できるよう官民連携した対処訓練を行う。

### ・平常時からの連携関係の確立【企財、県民、危機】

幅広い業種の企業等との包括的連携協定の締結、官民連携の相談窓口の設置により、庁内・企業からの連携事業の相談、提案を幅広く受け、連携事業を拡大する。また、災害時応援協定を締結し、協定の実効性を高める取組を進める。

被災時の物資輸送については、民間事業者等との協定締結による、県内各地の民間倉庫や物流団地等に救援物資の一時保管や機材・人材・物流専門家の派遣などについて備えを進めるとともに、避難所に物資が届くよう連携の強化を図る。

地域の課題解決に取り組むNPOなどへの支援を進める。また、近隣市町村間の連携の取組を支援する。

・ **帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援【危機、都市】**

帰宅困難者が事業所や施設等に留まれるよう、多数の者が利用する建築物の耐震化等を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。県内の主要7駅に帰宅困難者対策協議会を設置し、駅周辺での混乱防止対策や一時滞在施設の確保を進める。

啓発リーフレットの配布、訓練時の呼びかけ等により、一斉帰宅抑制の周知を進める。また、東京都と連携した要配慮者の搬送訓練等を実施し、帰宅支援ができるよう備える。

・ **避難所の公衆衛生と生活の質の確保【危機、保健、都市】**

災害時公衆衛生活動マニュアルに基づき、平常時からの体制整備、訓練や研修の実施、災害発生時の役割分担や職員派遣に関する整備等を進める。

平常時から飼い主に災害時のペット同行避難など飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。（公社）埼玉県獣医師会や民間企業と災害発生時に備えた連携を深める。

被災時に応急仮設住宅を迅速に供給するため、災害規模や被災状況に応じた供給ルールを事前に準備するとともに、各市町村における供給可能地の状況を把握する。

市町村に対し、避難所運営マニュアルの策定を支援する。

被災時に車中泊避難が発生することを前提とした避難者対応等を検討する。

避難所の環境改善の一環として、災害用トイレの充実、段ボール製簡易ベッドなどの準備について検討する。

避難所のニーズに合った物資を供給できるよう、災害オペレーション支援システムなどを活用して、市町村が必要となる物資などを把握する。

・ **避難所運営の支援【危機、福祉、保健】**

避難所における要配慮者への支援などについて検討する。

避難所運営関係者が有効に活用できる情報の一元化などを検討する。

避難所における各部屋の使用方法などの事前検討を進めるよう、市町村に働きかける。

基礎的な避難所運営の知識を身に付けるとともに、職員派遣など避難所運営の支援体制を検討する。

福祉避難所の開設訓練や広報の実施、ヘルプカードの作成・配布、福祉避難所の耐震化など、市町村へ働きかける。

**(16) 老朽化対策**

・ **県有資産の計画的な老朽化対策の推進【総務、県土、都市、下水、教育、警察】**

県有資産をより効果的・効率的に活用していくため、「県有資産総合管理方針」に基づき、資産類型別計画を策定し、長寿命化の推進や維持管理・保全業務の適正化等を進める。

## 第7章 地域強靱化の推進に向けて

### 7-1 地域強靱化に向けた推進体制の確保

本計画は、県内市町村やライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取組を含め、本県における地域強靱化施策を推進するための基本的な指針となるものである。

地域強靱化に関する本県の具体的な取組については埼玉県地域防災計画等の当該取組が位置付けられたそれぞれの計画等に基づき着実に推進するものとする。また、国の基本計画に基づく取組や県内市町村が今後策定する地域強靱化計画の取組とも連携させ、地域強靱化の取組を推進していく。

本計画及び本計画の策定に先立ち実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、関係主体に取組を期待する施策分野を次の表に示す。

表 7.1 関係主体に取組を期待する施策分野

		行政機関	民間企業	ライフライン事業者	情報通信事業者	鉄道事業者	医療機関	県民等
1	行政機能	◎						
2	住宅・都市	◎	○					○
3	保健医療	◎					◎	
4	福祉	◎					○	△
5	エネルギー	○	◎	◎				△
6	情報通信	○	◎	△	◎			
7	産業	○	◎	◎	◎	◎		△
8	交通	◎	◎	◎	△	◎		△
9	農業	◎						◎
10	県土保全	◎						
11	ライフライン	◎	◎	◎				○
12	教育	◎						
13	土地利用	◎						○
14	環境	◎						
15	地域づくり・リスクコミュニケーション	◎	◎			△		◎
16	老朽化対策	◎						

◎ 中心となった取組を行う主体、または、中心となった取組を期待する主体

○ 取組に関わることが必要な主体、または、取組に関わることを期待する主体

△ 取組に関わることが望まれる主体

## 7-2 重点的に推進する取組の設定

本計画では、第4章「脆弱性評価の結果」に示した「起きてはならない最悪の事態」単位で、取組の重点化を図ることとし、脆弱性評価の結果から、次の表に示す「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減に関する取組を重点的に推進することとする。

表 7.2 重点的に推進する取組に係る「起きてはならない最悪の事態」

事前に備える目標 (行動目標)	「起きてはならない最悪の事態」
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-4 物資の輸送が長期間停止する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-2 県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 二次災害を発生させない	7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	8-2 県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	9-3 東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態
9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする	

## 7-3 地域強靱化の取組の進捗状況の把握

本県では、総合計画である「埼玉県5か年計画—希望・活躍・うるおいの埼玉—」の指標と県民満足度調査の結果により、政策評価を行っており、この評価結果を効率的な予算や組織の運営につなげるPDCAサイクルで活用している。本計画においても、このPDCAサイクルとの連携を図り、進捗状況の把握を行っていく。

## 7-4 計画の見直し

本計画については、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の進捗状況等のほか、総合計画である「埼玉県5か年計画—希望・活躍・うるおいの埼玉—」の見直しサイクルを考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。